



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会社名 安藤建設株式会社  
代表社名 代表取締役社長 山田 恒太郎  
(コード番号 1816 東証第一部)  
問合せ先 管理本部総務部長 高須賀 明信  
(TEL. 03-3457-0111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 9 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第 7 条を削除するとともに、現行定款第 8 条以降の条数を各 1 条ずつ順次繰り上げるほか、現行の第 9 条ないし第 12 条について所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては 1 年間の時限取扱いであるため、附則を設けるものであります。

(変更案附則第 1 条および第 2 条)

- (2) 事業年度における取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、更には株主の皆様からの信任の機会を増やすため、現行定款第 23 条において取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

なお、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。

(変更案第 22 条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2 億 5 千万株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>( 削 除 )</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 ( 削 除 )</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定</p>

による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 14 条～第 20 条 (条文省略)

による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 (現行どおり)

第 13 条～第 19 条 (現行どおり)

<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第 <u>21</u> 条～第 <u>22</u> 条 （条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 <u>24</u> 条～第 <u>38</u> 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第 <u>20</u> 条～第 <u>21</u> 条 （現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち、<u>最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p>第 <u>23</u> 条～第 <u>37</u> 条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日（金）

以 上